

第八十三回国 参議院 内閣委員会 會議録 第一号

昭和五十二年十二月八日(木曜日)
午後一時三十七分開会

出席者は左のとおり。

委員氏名
委員長 塚田十一郎君
理事 林 道君
理事 大塚 喬君
理事 野田 哲君
理事 岩上 妙子君
理事 岡田 広君
理事 源田 実君
理事 斎藤栄三郎君
理事 竹内 潔君
理事 林 寛子君
理事 藤田 正明君
理事 堀江 正夫君
理事 勝又 武一君
理事 久保 亘君
理事 山崎 昇君
理事 和泉 照雄君
理事 黒柳 明君
理事 山中 郁子君
理事 井上 計君

委員
委員長 塚田十一郎君
理事 林 道君
理事 藤田 正明君
理事 大塚 喬君
理事 野田 哲君
理事 岡田 広君
理事 源田 実君
理事 下条進一郎君
理事 鈴木 正一君
理事 竹内 潔君
理事 林 寛子君
理事 堀江 正夫君
理事 勝又 武一君
理事 久保 亘君
理事 山崎 昇君
理事 和泉 照雄君
理事 黒柳 明君
理事 山中 郁子君
理事 三治 重信君

委員の異動
十二月七日
辞任 井上 計君
補欠選任 三治 重信君
十二月八日
辞任 岩上 妙子君
補欠選任 下条進一郎君
斎藤栄三郎君 鈴木 正一君

國務大臣
國務大臣(總理府總務長官) 稻村佐近四郎君
國務大臣(行政官理庁長官) 荒松清十郎君
國務大臣(防衛庁長官) 金丸 信君
政府委員
人事院總裁 藤井 貞夫君
人事院事務局長 角野幸三郎君
給与局長 越智 通雄君
總理府總務副長官

總理府人事局長 秋富 公正君
行政官理政務次官 藤川 一秋君
防衛政務次官 竹中 修一君
防衛庁参事官 夏目 晴雄君
防衛庁長官官房長 竹岡 勝美君
防衛庁防衛局長 伊藤 圭一君
防衛庁経理局長 原 徹君
防衛庁装備局長 岡田 直三君
事務局側
常任委員会専門員 首藤 俊彦君

本日の會議に付した案件
○理事補欠選任の件
○調査承認要求に関する件
○一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○特別職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(塚田十一郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
加藤武徳君、片山正英君、井上計君、斎藤栄三郎君が委員を辞任され、その補欠として藤田正明君、下条進一郎君、三治重信君及び鈴木正一君が選任されました。

○委員長(塚田十一郎君) この際、大臣、總理府總務副長官及び政務次官から発言を求められておりますので、これを許します。稲村總理府總務長官。

○國務大臣(稲村佐近四郎君) このたび總理府總務長官を拝命いたしました稲村佐近四郎でございます。大変微力でございます。また、浅学非才でございますが、一生懸命に努力したいと思っております。委員長初め各先生方の御指導、御鞭撻のほどを伏してお願いを申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが、一言ごあいさつを申し述べさせていただきます。

○委員長(塚田十一郎君) 荒松行政官理庁長官。

○國務大臣(荒松清十郎君) 今回行政官理庁長官を命ぜられました荒松清十郎でございます。委員長初め委員皆様方の御指導、御鞭撻をお願いしたいと思っております。大変むずかしい仕事でございますが、一生懸命やります。どうぞ、御鞭撻のほどをひとえにお願いたしましたので、ごあいさついたします。

ありがとうございます。

○委員長(塚田十一郎君) 金丸防衛庁長官。

○國務大臣(金丸信君) このたび防衛庁長官を拝命いたしました金丸信でございます。生来鈍であります。最善の努力をしてみたいと思っております。御指導、御叱正を心からお願ひ申し上げます。

○委員長(塚田十一郎君) 越智總理府總務副長官。

○政府委員(越智通雄君) 今般總理府總務副長官を拝命いたしました越智通雄でございます。ふなれでございますが、誠心誠意、精いっぱいやっていたきたいと思います。委員長初めよろしく

どうぞお願い申し上げます。

○委員長(塚田十一郎君) 藤川行政管理政務次官。

○政府委員(藤川一秋君) 今回行政管理庁政務次官を拝命いたしました藤川一秋でございます。浅学非才でございますが、一生懸命にやりたいと思っておりますが、委員長並びに委員諸先生の御指導を得て任務を果たしたいと、かように考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長(塚田十一郎君) 竹中防衛政務次官。

○政府委員(竹中修一君) このたび防衛政務次官を拝命いたしました竹中修一でございます。参議院内閣委員会の諸先生方には従来大変な御教導と御鞭撻をいただいておりますが、これからも何とぞよろしく御協力を賜りますようにお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長(塚田十一郎君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(塚田十一郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に藤田正明君を指名いたします。

○委員長(塚田十一郎君) 調査承認要求に関する

件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査を行うこととし、この旨の調査承認要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(塚田十一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(塚田十一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(塚田十一郎君) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。稲村総理府総務長官。

○国務大臣(稲村佐近四郎君) ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、一括してその提案の理由及び内容の概要について御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律及び学校教育

の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育

職員の人材確保に関する特別措置法並びに義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保育等の育児休業に関する法律の規定に基づき、昭和五十一年三月十一日、人事院から国会及び内閣に対し、それぞれ、教育職員の給与を改善すること及び女子教育職員、看護婦等の職員に対して育児休業給付を支給することを内容とする二件の勧告が行われております。また、本年八月九日には、一般職の職員の給与について、俸給及び諸手当の改定等を内容とする勧告が行われました。政府としては、それぞれ、その内容を検討した結果、昭和五十二年四月一日からこれらの勧告を実施することとし、このたび、一般職の職員の給与に関する法律について、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、全俸給表の全俸給月額を引き上げることとしたしております。

第二に、初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける職員に対する支給月額の限度額を十六万円に引き上げるとともに、医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける職員のうち、医学または歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を三万四千円に引き上げることとしたしております。

第三に、扶養手当について、配偶者に係る支給月額を八千円に引き上げるとともに、配偶者以外の扶養親族に係る支給月額を二人までについてはそれぞれ二千三百円に引き上げ、この場合において、職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち一人については五千円に引き上げることとした

しております。

第四に、住居手当について、月額六千円を超える家賃を支払っている職員に住居手当を支給することに改め、その支給月額額は、月額一万三千五百円以下の家賃を支払っている職員にあっては家賃の月額から六千円を控除した額とし、月額一万三千五百円を超える家賃を支払っている職員にあっては家賃の月額から一万三千五百円を控除した額の二分の一を七千五百円に加算した額に引き上げ、この場合においてその加算した額が一万二千五百円を超えるときは、一万二千五百円とするにといたしております。

第五に、通勤手当について、交通機関等を利用して通勤する職員の場合、全額支給限度額を月額一万四千円に引き上げるとともに、最高支給限度額を一万六千円に引き上げることとしたしております。このほか、自転車等を使用して通勤する職員または交通機関等と自転車等を併用して通勤する職員についてもそれぞれ通勤手当の支給月額を引き上げることとしたしております。

第六に、宿日直手当について、入院患者の病状の急変等に対処するための医師または歯科医師の宿日直勤務に対する宿日直手当の支給限度額を勤務一回につき、一万円とすることとしたしております。

第七に、義務教育諸学校等に勤務する教育職員に支給する義務教育等教員特別手当の支給月額の限度額を一万五千二百円に引き上げることとしたしております。

第八に、非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、支給限度額を月額一万九千六百円に引き上げることとしたしております。

第九に、当分の間、義務教育諸学校等の女子教

育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の職員に対して、育児休業期間中、育児休業給付を支給することとし、その支給月額は、俸給の月額に、職員が所属する共済組合の掛金率を乗じて得た額とすることとしたしております。

以上のほか、附則において、この法律の施行期日、適用日、俸給表の改定に伴う所要の切りかえ措置等について規定いたしております。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、ただいま御説明申し上げました一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、特別職の職員の俸給月額を引き上げることとしたこととあります。その内容を御説明いたしますと、内閣総理大臣の俸給月額は百五十五万円、国務大臣等の俸給月額は百三十三万円、内閣法制局長官等の俸給月額は九十五万円とし、その他政務次官以下の俸給月額については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、八十一万円から六十九万七千円の範囲内で改定することといたしております。

また、大使及び公使については、国務大臣と同額の俸給を受ける大使の俸給月額は百三十三万円、大使四号俸は九十五万円とし、大使四号俸及び公使四号俸以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、八十万円から六十二万二千

円の範囲内で改定することとしたしております。なお、秘書官については、一般職の職員の給与改定に準じてその俸給月額を引き上げることとしたしました。

第二は、委員手当について、委員会の常勤の委員に日額の手当を支給する場合の支給限度額を三万四千円に、非常勤の委員に支給する手当の支給限度額を一万九千六百円にそれぞれ引き上げることとしたこととあります。

以上のほか、附則においては、この法律の施行期日、適用日等について規定しております。

以上が両法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(塚田十一郎君) 金丸防衛庁長官。

○国務大臣(金丸信君) ただいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、このたび提出された一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の例に準じて、防衛庁職員の給与の改定を行うものであります。

すなわち、参事官等及び自衛官の俸給並びに防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当を一般職の職員の給与改定の例に準じて改定するとともに、営外手当についても毎年の例にならない改定することとしております。

なお、事務官等の俸給のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、宿日直手当及び医師等に対する初任給調整手当につきましては、一般職の職員の

給与に関する法律の規定を準用またはその例によることとしておりますので、同法の改正によって一般職の職員と同様の給与の改定が防衛庁職員についても行われることとなります。

以上のほか、一般職における職員と同様、当分の間、医療施設に勤務する看護婦等に対して、一般職の国家公務員の例により、育児休業給付を支給することとしております。

この法律案の規定は、公布の日から施行し、昭和五十二年四月一日から適用することとしております。このほか附則において、俸給の切りかえ等に関する事項について一般職におけることに準じて定めております。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(塚田十一郎君) 以上で三案に対する説明の聴取は終わりました。

○委員長(塚田十一郎君) 次に、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。金丸防衛庁長官。

○国務大臣(金丸信君) 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の理由及び内容の概要について、御説明いたします。

まず、防衛庁設置法の一部改正について御説明いたします。

これは、自衛官の定数を、海上自衛隊八百九十人、航空自衛隊九百七十七人計千八百七十七人増加するための改正でありまして、海上自衛官の増員は、艦艇、航空機の就役等に伴うものであり、航空自

衛官の増員は、航空機の就役等に伴うものであります。

次に、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

これは、航空自衛隊の輸送航空団の編成を航空団の編成と区分し、輸送航空司令部及び輸送航空隊から成る編成を定めるほか、同じく航空自衛隊第三航空団の司令部の所在地を愛知県の小牧市から青森県の三沢市へ移転するものでありまして、それぞれの部隊の任務遂行の円滑を図るためであります。

以上、法律案の提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げますが、何とぞ、御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(塚田十一郎君) 以上で説明の聴取は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後一時五十分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

十二月七日本委員会に左の案件を付託された。

〔予備審査のための付託は同日〕

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律
 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五
 年法律第九十五号）の一部を次のように改正す
 る。

第十条の三第一項第一号中「十五万円」を「十六
 万円」に改め、同項第二号中「三万二千五百円」を
 「三万四千円」に改める。

第十一条第三項中「七千円」を「八千円」に、「二
 千二百円」を「二千三百円」に、「四千五百円」を「五
 千円」に改める。

第十一条の六第一項第一号中「五千円」を「六千
 円」に改め、同条第二項第一号中「一万二千円」を
 「一万三千五百円」に、「五千円」を「六千円」に、
 「三千五百円」を「五千円」に、「七千円」を「七千五
 百円」に改める。

第十二条第二項第一号中「一万二千五百円」を
 「一万四千円」に、「千五百円」を「二千円」に改め、
 同項第二号中「千七百円」を「二千円」に、「三千円」
 を「三千四百円」に、「三千三百円」を「三千八百円」
 に、「四千六百円」を「五千三百円」に改め、同項第
 三号中「一万二千五百円」を「一万四千円」に、「千
 五百円」を「二千円」に改める。

第十九条の二第二項中「人事院規則で定める管
 理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行
 う宿日直勤務にあつては、」を「入院患者の病状の
 急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日
 直勤務にあつては一万円、人事院規則で定めるそ
 の他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあ
 つては、」人事院規則で定める管理又は監督の
 業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務に
 あつては、」を「入院患者の病状の急変等に対処す
 るための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては
 一万五千円、人事院規則で定めるその他の特殊な
 業務を主として行う宿日直勤務にあつては、」に改め
 る。

第十九条の五第二項中「一万円」を「一万五千

二百円」に改める。
 第二十二條第一項中「一万八千円」を「一万九千
 六百元」に改める。
 附則第七項から第九項までを次のように改め
 る。

7 当分の間、義務教育諸学校等の女子教育職員
 及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母
 等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第
 六十二号）第三條第二項の規定に基づき育児休
 業の許可を受けた職員には、育児休業の期間
 （同法第五條第四項の規定により育児休業の許
 可の効力が停止されている期間を除く。）中、育
 児休業給を支給する。

8 育児休業給の月額は、俸給の月額に、国家公
 務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八
 号）第百條第二項（地方公務員等共済組合法（昭
 和三十七年法律第百五十二号）の適用を受ける
 職員にあつては、同法第百十四條第二項）の規
 定に基づき定められた割合を乗じて得た額を合
 計した額とする。

9 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員
 の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法
 律第七十七号）第三條第一項の教職調整額を支
 給される職員に係る前項の規定の適用について
 は、同項の俸給には当該教職調整額が含まれる
 ものとする。

附則に次の二項を加える。
 10 前三項に規定するもののほか、育児休業給の
 支給に関し必要な事項は、人事院規則で定め
 る。

11 職員に育児休業給が支給される間、第五條第
 一項中「及び義務教育等教員特別手当」とあるの
 は、「義務教育等教員特別手当及び育児休業
 給」とする。
 別表第一から別表第八までを次のように改め
 る。

別表第一 行政職俸給表（第六条関係）

イ 行政職俸給表（一）

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	251,400	193,900				100,400	88,000	
2	262,500	202,000	172,100	145,600	122,000	105,400	91,900	72,800
3	273,600	210,300	178,900	151,800	127,400	110,500	95,900	74,900
4	284,800	218,900	185,800	158,100	132,900	115,700	100,400	77,100
5	296,000	227,500	192,700	164,400	138,700	120,800	104,800	79,300
6	307,100	236,200	199,700	170,700	144,500	125,900	108,800	82,100
7	318,200	244,900	206,900	177,200	150,300	131,000	112,800	85,000
8	329,400	253,600	214,100	183,900	156,000	136,000	116,600	88,000
9	340,600	262,300	221,300	190,700	161,700	140,500	120,200	90,500
10	351,800	271,000	228,600	197,600	167,400	144,900	123,700	92,900
11	360,000	279,300	235,900	204,500	173,200	149,300	126,900	95,300
12	366,100	287,500	243,100	211,300	178,900	153,600	130,100	97,500
13	372,200	295,300	250,300	218,100	184,600	157,900	133,200	99,700
14	377,800	301,400	257,400	224,900	190,200	161,800	135,900	101,900
15	382,600	307,500	264,500	231,400	195,600	165,600	138,600	104,100
16		311,800	270,100	237,900	200,600	169,300	141,200	106,200
17			275,600	242,900	205,500	172,900	143,700	107,800
18			279,500	247,900	209,000	176,000	146,100	
19			283,300	251,500	212,300	179,000	148,100	
20			287,100	255,100	215,400	181,300		
21				258,700	217,900	183,600		
22				262,300	220,300	185,800		
23					222,700	188,000		
24					225,100			

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二條及び附則第三項に規定する職員を除く。

行政職俸給表(二)

職級の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	142,900	120,800	99,700	89,300	73,300	65,600
2	147,700	125,100	103,800	92,700	75,500	67,500
3	152,500	129,500	108,000	96,100	77,800	69,400
4	157,600	133,900	112,200	99,700	80,100	71,300
5	162,800	138,400	116,500	103,800	82,900	73,300
6	168,200	142,900	120,800	107,000	85,900	75,400
7	173,700	147,400	124,900	110,600	89,300	77,600
8	179,300	151,900	128,900	114,300	92,700	79,800
9	185,000	156,400	133,000	117,900	96,000	82,500
10	190,700	160,500	137,100	121,500	99,300	85,400
11	196,400	164,500	140,700	125,200	102,600	88,400
12	202,100	168,500	144,300	128,700	105,900	91,400
13	207,800	172,500	147,900	132,200	109,000	94,200
14	213,500	176,500	151,400	135,600	112,100	97,000
15	218,400	180,500	155,000	138,900	114,700	99,600
16	223,300	184,400	158,600	141,900	117,200	102,200
17	228,100	188,300	162,200	144,800	119,500	104,800
18	232,900	192,200	165,800	147,700	121,800	106,800
19	237,700	196,000	169,200	150,200	124,100	108,800
20	242,200	199,800	172,200	152,600	126,200	110,700
21	246,200	203,600	175,000	154,600	128,200	112,600
22	250,200	207,300	177,300	156,600	130,100	114,500
23	254,200	210,600	179,600	158,600	132,000	116,400
24	257,400	213,900	181,600	160,500	133,900	118,300
25		216,300	183,600	162,400	135,700	120,200
26			185,600			122,000
27						123,800
28						125,600
29						127,300

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表(第六条関係)

職級の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	262,800	218,900	—	—	—	—	115,400	99,200	—
2	271,600	227,500	204,300	190,300	164,200	139,200	120,600	103,700	80,500
3	280,400	236,200	211,600	197,300	170,300	145,100	125,900	108,200	83,400
4	289,200	244,900	218,900	204,300	176,500	151,000	131,200	112,700	86,400
5	298,100	253,600	226,400	211,500	183,400	157,000	136,500	116,900	89,800
6	307,100	262,300	233,900	218,700	190,300	163,000	141,600	120,500	93,200
7	318,200	271,000	241,400	226,000	197,300	169,000	146,500	123,900	96,700
8	329,400	278,600	248,800	233,300	204,300	175,100	150,900	127,000	99,700
9	340,600	286,200	256,200	240,600	211,400	181,200	155,300	130,000	101,800
10	351,800	293,600	263,600	248,000	218,600	187,200	159,500	133,000	103,800
11	360,000	301,000	271,000	255,400	225,800	193,200	163,700	136,600	105,700
12	366,100	308,500	278,400	262,800	232,900	199,200	167,700	139,900	107,600
13	372,200	315,900	285,800	270,100	240,000	205,200	171,700	142,000	109,500
14	377,800	323,300	293,200	277,400	247,100	209,900	175,400	144,800	111,400
15	382,600	330,700	300,600	284,500	254,200	214,000	178,500	146,900	113,000
16		338,100	307,500	290,900	261,300	218,100	181,600		
17		342,500	314,300	296,700	266,500	222,000	183,800		
18			318,400	300,600	271,700	225,100			
19			322,500	304,400	276,500	228,100			
20				308,200	280,100	230,500			
21					283,700	232,900			
22					287,300				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表（第六条関係）

イ 公安職俸給表（一）

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	262,800	218,900	—	—	—	—	101,200	90,300	—
2	271,600	227,500	204,300	190,300	164,200	128,000	106,500	93,500	83,900
3	280,400	236,200	211,600	197,300	170,300	133,700	111,800	96,800	86,900
4	289,200	244,900	218,900	204,300	176,500	139,600	117,100	100,900	90,100
5	298,100	253,600	226,400	211,500	183,400	145,500	122,400	106,000	93,300
6	307,100	262,300	233,900	218,700	190,300	151,500	127,700	111,100	96,600
7	318,200	271,000	241,400	226,000	197,300	157,600	132,900	116,100	100,600
8	329,400	278,600	248,800	233,300	204,300	163,600	138,100	121,100	105,400
9	340,600	286,200	256,200	240,600	211,400	169,600	143,400	126,000	110,300
10	351,800	293,600	263,600	248,000	218,600	175,700	148,700	130,900	115,100
11	360,000	301,000	271,000	255,400	225,800	181,800	153,900	135,900	120,000
12	366,100	308,500	278,400	262,800	232,900	187,800	159,100	140,900	124,800
13	372,200	315,900	285,800	270,100	240,000	193,800	164,400	145,800	129,600
14	377,800	323,300	293,200	277,400	247,100	199,800	169,700	150,700	134,500
15	382,600	330,700	300,600	284,500	254,200	205,800	175,000	155,700	139,400
16		338,100	307,500	290,900	261,300	211,700	180,300	160,700	144,200
17		342,500	314,300	296,700	266,500	217,400	185,700	165,700	149,000
18			318,400	300,600	271,700	223,100	191,100	170,700	153,700
19			322,500	304,400	276,500	228,500	196,600	175,800	158,400
20				308,200	280,100	233,500	202,100	180,900	163,100
21					283,700	238,100	207,600	186,000	167,800
22					287,300	242,700	213,000	191,100	172,500
23					290,900	247,300	218,400	196,200	177,200
24						251,900	223,400	201,300	181,900
25						254,900	228,000	206,300	186,600
26						257,900	232,600	211,300	191,300
27						260,900	237,200	216,300	196,000
28						263,900	241,800	220,300	200,700
29						266,900	244,800	224,700	205,400
30							247,800	229,000	209,300
31							250,800	233,200	213,100
32							253,700	235,900	216,900
33							256,600	238,600	220,700
34									223,300

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表（二）

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	262,800	218,900	—	—	—	—	115,400	99,200	—
2	271,600	227,500	204,300	190,300	164,200	139,200	120,600	103,700	89,500
3	280,400	236,200	211,600	197,300	170,300	145,100	125,900	108,200	93,400
4	289,200	244,900	218,900	204,300	176,500	151,000	131,200	112,700	96,600
5	298,100	253,600	226,400	211,500	183,400	157,000	136,500	116,900	100,300
6	307,100	262,300	233,900	218,700	190,300	163,000	141,600	121,000	104,100
7	318,200	271,000	241,400	226,000	197,300	169,000	146,500	125,000	108,000
8	329,400	278,600	248,800	233,300	204,300	175,100	151,100	129,000	111,300
9	340,600	286,200	256,200	240,600	211,400	181,200	155,700	133,000	114,500
10	351,800	293,600	263,600	248,000	218,600	187,200	160,300	136,800	117,600
11	360,000	301,000	271,000	255,400	225,800	193,200	164,900	140,600	120,800
12	366,100	308,500	278,400	262,800	232,900	199,200	169,300	144,400	123,600
13	372,200	315,900	285,800	270,100	240,000	205,200	173,700	148,200	126,600
14	377,800	323,300	293,200	277,400	247,100	210,300	178,000	152,000	129,500
15	382,600	330,700	300,600	284,500	254,200	214,500	182,200	155,800	132,400
16		338,100	307,500	290,900	261,300	218,600	185,900	159,500	135,300
17		342,500	314,300	296,700	266,500	222,500	189,400	162,700	138,200
18			318,400	300,600	271,700	225,600	192,500	165,900	141,100
19			322,500	304,400	276,500	228,600	195,600	168,000	143,800
20				308,200	280,100	231,100	197,800		146,500
21					283,700	233,500	200,000		149,100
22					287,300	235,900	202,200		151,100
23							204,400		

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表（第六条関係）

イ 海事職俸給表（一）

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	249,400	204,000	166,900	138,700	109,900	—
2	258,900	213,000	174,200	145,300	115,100	85,900
3	268,400	222,200	181,500	151,900	120,500	89,500
4	277,900	231,400	188,800	158,500	125,900	94,400
5	287,400	240,300	196,100	165,100	131,400	99,400
6	296,900	249,000	203,400	171,500	136,900	104,400
7	306,400	257,700	210,700	177,800	142,300	109,300
8	315,800	266,400	217,800	184,000	147,300	113,600
9	325,200	275,000	224,900	190,000	152,200	117,900
10	333,400	283,600	231,400	196,000	157,100	121,900
11	341,600	292,100	237,900	201,700	161,600	125,800
12	348,200	300,100	244,400	207,400	166,100	128,900
13	354,800	308,100	250,900	213,000	170,400	131,900
14	361,400	315,100	256,900	218,600	174,700	134,800
15	366,800	322,000	262,800	224,200	178,900	137,700
16	372,200	328,300	268,600	229,800	183,100	140,700
17	376,800	334,600	274,200	235,200	187,300	143,600
18		340,200	278,800	240,400	190,600	146,500
19		344,300	282,500	243,800		149,400
20			286,200	247,200		151,500
21			289,900			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表（二）

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	164,500	133,000	109,800	90,700	74,400
2	169,700	138,200	114,000	94,200	76,400
3	175,000	143,500	118,200	98,000	78,700
4	180,300	148,800	122,700	101,800	81,100
5	185,600	154,100	127,700	105,700	84,100
6	191,200	159,400	132,900	109,600	87,200
7	196,800	164,500	138,100	113,500	90,400
8	202,800	169,100	143,300	117,400	93,900
9	208,800	173,600	148,500	121,400	97,500
10	214,800	178,000	153,700	125,800	101,300
11	220,900	182,400	158,800	130,200	105,100
12	227,000	186,700	163,000	134,600	108,900
13	233,000	191,000	167,100	139,000	112,800
14	239,000	195,400	171,100	143,300	116,700
15	244,200	199,800	175,100	147,400	120,500
16	249,300	204,000	179,100	151,500	124,300
17	254,300	208,200	182,900	155,600	128,100
18	259,300	212,400	186,600	159,600	131,900
19	264,300	216,500	189,900	163,500	135,600
20	269,300	220,500	193,200	166,700	139,200
21	273,500	224,500	196,000	169,900	141,900
22	277,700	227,400	198,700	172,700	144,500
23	281,900	230,300	201,300	175,400	146,500
24	285,300	233,200	203,500	177,900	
25			205,700	180,000	
26			207,900		

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表（第六条関係）

イ 教育職俸給表（一）

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額	5 等 級 俸 給 月 額
1	円	円	円	円	円
2	—	161,100	138,400	102,400	84,600
3	207,400	168,400	144,700	108,300	88,200
4	215,600	175,700	151,000	114,300	92,000
5	223,900	183,000	157,300	120,300	96,400
6	232,500	190,300	164,100	126,300	100,900
7	241,100	197,600	170,900	132,300	105,700
8	249,700	205,000	177,700	138,400	110,600
9	258,300	212,400	184,500	144,600	116,200
10	266,900	219,800	191,300	150,800	121,900
11	275,600	227,200	198,100	157,100	127,700
12	284,300	234,200	204,900	163,400	133,500
13	293,100	240,800	211,700	169,700	139,100
14	301,900	247,400	218,500	176,000	144,500
15	310,700	254,000	225,300	181,400	149,600
16	319,500	260,300	231,500	186,800	154,700
17	328,300	266,500	237,700	191,600	159,400
18	336,400	272,700	243,900	196,200	164,000
19	344,100	278,900	250,100	200,800	168,600
20	351,800	285,000	256,300	205,400	173,200
21	359,500	290,400	262,400	210,000	177,800
22	366,700	295,800	268,500	214,500	182,000
23	373,100	301,200	274,600	219,000	186,200
24	378,600	306,600	279,900	223,500	190,200
25	383,400	312,000	285,200	228,000	194,100
26	388,200	316,800	289,100	232,300	197,500
27		320,300	292,300	236,500	200,800
28				239,700	204,100
29				242,800	207,400
30				245,800	209,900
					212,300

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表（二）

職務の等級 号 俸	特 1 等 級 俸 給 月 額	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額
1	円	円	円	円
2	245,000	—	93,500	79,200
3	252,200	178,900	97,800	82,000
4	259,700	185,700	102,800	84,900
5	267,200	192,500	107,800	88,100
6	274,700	199,400	112,800	92,100
7	282,300	206,300	117,800	96,200
8	289,900	213,200	122,900	100,700
9	297,400	220,100	128,100	105,300
10	304,900	227,000	133,400	110,100
11	312,400	234,000	138,800	114,900
12	319,800	241,000	144,200	119,700
13	327,200	248,000	150,000	124,700
14	334,300	255,000	156,200	129,800
15	341,300	262,000	162,700	134,900
16	345,900	268,900	169,200	140,000
17		275,800	175,700	145,100
18		282,700	182,300	150,100
19		289,500	188,800	155,100
20		296,300	195,400	160,600
21		303,100	202,000	166,400
22		309,600	208,700	172,700
23		316,100	215,400	177,000
24		322,300	222,100	181,300
25		328,500	228,800	185,600
26		332,700	235,500	189,900
27			241,700	194,100
28			247,800	197,800
29			253,800	201,400
30			259,800	204,500
31			265,700	207,600
32			270,600	210,600
33			275,300	213,400
34			279,900	215,600
35			284,100	
36			288,200	
37			292,200	
			295,200	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	特 1 等 級 俸 給 月 額	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	242,000		84,900	
2	248,800	152,100	89,100	79,200
3	255,600	158,700	93,500	82,000
4	262,500	165,400	97,800	84,900
5	269,400	172,100	102,800	88,100
6	276,200	178,800	107,800	92,100
7	282,900	185,500	112,800	96,200
8	289,600	192,200	117,800	100,700
9	295,700	198,900	122,900	105,300
10	301,800	205,500	128,100	110,000
11	307,600	212,000	133,400	114,700
12	313,400	218,400	138,800	119,400
13	318,200	224,800	144,200	124,100
14	323,000	231,300	150,000	128,800
15	327,100	237,800	156,200	133,500
16		244,200	162,700	138,100
17		250,600	169,200	142,700
18		257,000	175,700	147,200
19		263,300	182,200	151,600
20		269,500	188,600	155,900
21		275,700	195,000	160,200
22		281,400	201,400	164,100
23		286,500	207,600	168,000
24		291,500	213,800	171,500
25		295,900	219,600	174,900
26		299,600	225,400	177,900
27		302,600	231,200	180,900
28		305,600	236,800	183,500
29		308,600	242,100	185,800
30			247,300	188,000
31			252,400	190,100
32			257,300	
33			261,900	
34			266,500	
35			270,700	
36			274,400	
37			278,100	
38			281,500	
39			284,100	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額	5 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	275,500		138,400	109,200	87,600
2	284,200	175,700	144,700	115,000	92,500
3	293,000	183,000	151,000	120,800	97,400
4	301,800	190,300	157,300	126,600	102,400
5	310,600	197,600	164,100	132,400	107,700
6	319,400	205,000	170,900	138,400	113,100
7	328,200	212,500	177,900	144,600	118,600
8	336,400	220,000	184,900	150,800	124,100
9	344,100	227,500	192,200	157,100	129,600
10	351,800	234,900	199,600	163,400	135,100
11	359,500	242,300	207,000	169,800	140,600
12	366,700	249,700	214,400	176,400	146,100
13	373,100	258,300	221,800	183,000	151,500
14	378,700	266,900	229,200	189,600	156,800
15	383,500	275,600	236,600	196,200	162,100
16	388,300	284,300	243,200	202,800	167,100
17		293,100	249,800	209,400	172,100
18		301,900	256,300	216,800	177,000
19		310,700	262,600	222,200	181,600
20		319,500	268,700	228,400	186,100
21		327,200	274,800	234,600	190,300
22		332,500	280,900	240,700	194,500
23		337,800	286,300	246,800	198,700
24		343,100	291,700	252,800	202,600
25		348,300	296,700	258,700	206,500
26		353,400	301,700	264,600	210,200
27		357,700	306,700	270,500	213,100
28		362,000	310,200	275,900	216,000
29				281,000	
30				286,000	
31				290,900	
32				295,600	
33				298,900	

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表(第六条関係)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円	円	円	円	円
2	—	—	90,700	79,500	—
3	—	—	95,100	82,500	72,900
4	—	—	100,000	85,900	75,000
5	200,800	143,300	105,500	89,300	77,200
6	209,000	150,300	111,000	92,900	79,500
7	217,700	157,300	116,500	97,300	82,400
8	226,400	164,400	122,000	102,000	85,600
9	235,100	171,500	127,700	106,900	88,800
10	244,500	178,600	133,600	112,200	91,300
11	253,900	185,600	139,500	117,600	93,800
12	263,300	192,500	145,400	123,000	96,300
13	272,900	199,300	151,300	128,300	98,800
14	282,500	206,100	157,000	133,600	101,200
15	292,000	212,300	162,600	138,900	103,600
16	301,500	218,500	168,200	143,900	106,000
17	311,000	224,400	173,700	148,300	108,300
18	320,500	229,700	179,200	152,700	110,000
19	330,000	234,600	184,500	157,100	—
20	339,400	239,500	189,800	161,300	—
21	348,800	244,300	195,100	165,500	—
22	356,800	249,100	200,400	169,700	—
23	362,600	253,900	205,600	173,800	—
24	368,400	258,700	210,800	177,200	—
25	373,400	263,500	215,200	180,600	—
26	378,400	267,800	219,600	183,300	—
27	382,600	272,100	222,800	185,800	—
28	—	275,600	226,000	—	—
29	—	—	229,200	—	—

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円	円	円	円
2	255,000	194,500	—	116,400
3	263,700	203,100	169,300	123,300
4	272,400	211,700	177,600	130,200
5	281,100	220,300	186,000	137,100
6	289,800	228,900	194,500	145,000
7	298,300	237,600	203,000	153,100
8	306,800	246,300	211,500	161,200
9	315,000	255,000	220,000	169,300
10	323,200	263,700	228,500	177,400
11	331,400	272,400	237,100	185,500
12	339,600	281,100	245,700	193,600
13	347,700	289,000	253,000	200,200
14	355,700	296,900	260,300	206,700
15	363,700	304,800	267,200	213,300
16	370,400	312,700	274,000	219,800
17	377,100	320,600	280,800	226,400
18	383,800	328,000	287,600	232,900
19	389,500	335,400	294,400	239,400
20	394,300	342,800	301,200	245,800
21	399,100	349,100	307,100	249,700
22	—	355,400	313,000	254,000
23	—	359,700	318,300	257,100
24	—	364,000	322,000	—
25	—	—	325,700	—

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級	特1等級	1等級	特2等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	245,600	200,700	178,900	151,800	112,300	90,600	79,800	円
2	255,200	209,300	185,800	158,300	117,700	94,400	83,000	75,000
3	264,800	218,000	192,700	164,800	123,100	98,400	86,200	77,300
4	274,400	226,800	199,700	171,400	128,500	102,500	89,800	79,600
5	284,000	235,600	206,900	178,200	133,900	107,200	93,600	82,600
6	293,700	244,400	214,100	185,000	139,400	111,900	97,600	85,600
7	303,500	253,200	221,300	191,900	144,900	116,800	101,600	88,700
8	313,300	262,100	228,600	198,800	150,600	121,700	105,500	91,000
9	323,100	271,000	235,900	205,600	156,300	126,600	109,300	93,300
10	332,800	279,300	243,100	212,400	162,100	131,500	113,100	95,600
11	339,200	287,500	250,300	219,200	167,900	136,300	116,900	97,700
12	344,800	295,300	257,400	225,800	173,600	140,800	120,400	99,800
13	350,400	301,400	264,500	232,300	179,300	145,300	123,900	101,400
14	355,600	307,500	270,100	238,600	185,000	149,800	127,100	
15	360,800	313,600	275,600	244,000	190,600	154,200	130,300	
16	365,300	317,900	279,500	249,300	196,200	158,500	133,400	
17			283,300	254,100	201,500	162,500	136,100	
18				258,800	206,700	166,300	138,800	
19				262,400	210,400	170,000	141,800	
20				266,000	213,900	173,600	143,300	
21					217,200	176,600		
22					219,700	178,900		
23					222,200	181,200		
24					224,600	183,400		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	175,300	136,800	117,200	88,800	77,900
2	181,700	142,000	121,900	92,600	80,600
3	188,100	147,300	126,700	96,600	83,300
4	194,600	152,700	131,500	100,600	86,000
5	201,400	158,200	136,400	104,600	88,800
6	208,300	163,800	141,300	108,700	92,600
7	215,300	169,400	146,200	112,800	96,500
8	222,300	175,000	151,100	117,000	100,500
9	229,300	180,600	156,000	121,200	104,500
10	236,400	186,200	160,900	125,400	108,500
11	243,500	191,800	165,800	129,600	112,500
12	250,600	197,400	170,800	133,800	116,500
13	257,600	203,000	175,800	138,000	120,400
14	264,600	208,600	180,800	142,100	124,200
15	271,600	214,200	185,800	146,200	128,000
16	277,800	219,800	190,800	150,300	131,800
17	284,000	225,400	195,900	154,400	135,600
18	289,800	231,000	201,000	158,500	139,400
19	295,600	236,600	206,100	162,600	143,100
20	299,400	242,100	210,900	166,600	146,800
21	303,100	247,200	215,700	170,600	150,500
22	306,800	251,200	220,400	174,600	154,100
23		255,200	224,300	178,600	157,300
24		259,200	228,200	182,600	160,500
25		262,400	231,900	186,600	163,700
26		265,600	234,900	190,500	166,700
27		268,300	237,900	194,400	169,600
28			240,400	198,300	172,500
29				201,900	174,700
30				204,300	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表（第六条関係）

号	俸	俸 給 月 額
1		354,000
2		390,000
3		434,000
4		480,000
5		518,000
6		557,000
7		605,000
8		653,000
9		697,000
10		745,000
11		788,000
12		810,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附 則

1 (施行期日等)
この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定第十九条の二の規定を除く。並びに改正後の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。
(最高号俸等の切替等)
2 昭和五十二年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職

員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に適用されることとなる期間(人事院規則で定める)は、人事院規則で定める。
3 切替日からこの法律の施行の日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。
(切替日前の異動者の号俸等の調整)
4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(旧号俸等の基礎)
5 前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。
(住居手当に関する経過措置)
6 切替期間において、改正前の法第十一條の六の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の法第十一條の六の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は改正後の法第十一條の六の規定による住居手当の額が改正前の法第十一條の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員は、改正後の法第十一條の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際改正前の法第十一條の六の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続きいた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の法第十一條の六の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一條の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの法律の施行の日から昭和五十三年三月三十一日(同日前に人

事院規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事院規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。
(給与の内払)
7 職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法(住居手当については、改正後の法第十一條の六又は前項)の規定による給与の内払とみなす。
(人事院規則への委任)
8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律(次項及び附則第十項の規定を除く。)の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

9 (地方自治法の一部改正)
地方自治法の一部を次のように改正する。
附則第六條の二を次のように改める。
第六條の二 地方公共団体は、当分の間、第二百四條に定めるもののほか、条例で、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)第三條第二項の規定に基づく育児休業の許可を受けた職員に対し、育児休業給付を支給することができる。
2 第二百四條第三項及び第二百六條の規定は、前項に規定する育児休業給付について準用する。
(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)
10 市町村立学校職員給与負担法の一部を次のように改正する。
附則に次の一項を加える。
4 当分の間、第一條中「義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当(育児休業給付)とする。

9 地方自治法の一部を次のように改正する。
附則第六條の二を次のように改める。
第六條の二 地方公共団体は、当分の間、第二百四條に定めるもののほか、条例で、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)第三條第二項の規定に基づく育児休業の許可を受けた職員に対し、育児休業給付を支給することができる。
2 第二百四條第三項及び第二百六條の規定は、前項に規定する育児休業給付について準用する。
(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)
10 市町村立学校職員給与負担法の一部を次のように改正する。
附則に次の一項を加える。
4 当分の間、第一條中「義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当(育児休業給付)とする。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項中「七十四万円」を「八十一万円」に改め、同条第三項中「百五万円」を「百十三万円」に改める。

第四条第二項中「二万八千円」を「一万九千六百円」に、「三万千円」を「三万四千円」に改める。

第九条中「一万八千円」を「一万九千六百円」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一(第三条関係)

官	職	名	俸	給	月	額
内閣総理大臣			一、五五〇、〇〇〇円			
国務大臣			一、一三〇、〇〇〇円			
会計検査院長						
人事院総裁						
内閣法制局長官			九五〇、〇〇〇円			
公正取引委員会委員長						
宮内庁長官						
検査官(会計検査院長を除く。)			八一〇、〇〇〇円			
人事官(人事院総裁を除く。)						
政務次官						
公書等調整委員会委員長						
内閣官房副長官						
総理府総務副長官			八〇〇、〇〇〇円			
侍従長						
国家公安委員会委員						
公正取引委員会委員						
地方財政審議会会長						
中央更生保護審査会委員長						
航空事故調査委員会委員長						
式部官長			七八八、〇〇〇円			

公害等調整委員会の常勤の委員
社会保険審査会の委員長及び委員
労働保険審査会委員
公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員
行政監理委員会委員
地方財政審議会委員
原子力委員会の常勤の委員
公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員
中央更生保護審査会の常勤の委員
科学技術会議の常勤の議員
宇宙開発委員会の常勤の委員
土地鑑定委員会の常勤の委員
航空事故調査委員会の常勤の委員
運輸審議会委員
東宮大夫

六九七、〇〇〇円

別表第二(第三条関係)

官	職	名	俸	給	月	額
大使			五号俸	九五〇、〇〇〇円		
			四号俸	八〇〇、〇〇〇円		
			三号俸	七八八、〇〇〇円		
			二号俸	六九七、〇〇〇円		
			一号俸	六三二、〇〇〇円		
公使			四号俸	八〇〇、〇〇〇円		
			三号俸	七八八、〇〇〇円		
			二号俸	六九七、〇〇〇円		
			一号俸	六三二、〇〇〇円		

別表第三(第三条関係)

官	職	名	俸	給	月	額
			八号俸	三〇八、〇〇〇円		
			七号俸	二八一、〇〇〇円		
			六号俸	二五四、五〇〇円		

秘書官

五号俸	二二八、〇〇〇円
四号俸	二〇四、〇〇〇円
三号俸	一八一、五〇〇円
二号俸	一六三、五〇〇円
一号俸	一五〇、〇〇〇円

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

2 特別職の職員が、改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて、昭和五十二年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「四千五百円」を「四千八百二十円」に改める。

第二十五条第二項中「四万五千七百円」を「四万八千六百円」に改める。

附則第十六項を附則第十七項とし、附則第十五項の次に次の一項を加える。

16 当分の間、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の

育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）第三条第二項の規定に基づく育児休業の許可を受けた職員には、一般職の国家公務員の例により、育児休業給を支給する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准准 陸海空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士 海士 空士	長 長 長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸月	俸月	俸月	俸月	俸月	俸月	俸月	俸月	俸月	俸月
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
129,200	123,500	118,600	106,900	101,800	94,600	90,700	83,700	80,500	
132,300	129,300	124,400	112,800	106,400	98,200	94,300			
135,200	135,200	130,300	118,600	112,100	101,800	97,800			
141,000	141,000	136,100	124,400	117,700	106,000	101,300			
146,800	146,800	141,900	130,300	123,200	110,700				
152,600	152,600	147,600	136,100	128,700	115,300				
158,300	158,300	153,400	141,900	134,100	119,900				
164,200	164,200	159,300	147,600	139,500	124,400				
169,900	169,800	164,900	153,400	144,900	128,800				
175,700	175,400	170,500	159,300	150,300					
181,500	181,200	176,300	164,900	155,400					
187,300	186,900	182,000	170,500	160,500					
193,200	192,600	187,700	176,100	165,600					
199,000	198,400	193,500	181,500	170,600					
205,000	204,200	199,300	186,900	175,100					
210,800	210,000	205,000	192,300	179,500					
216,800	216,000	210,800	197,700	184,000					
222,800	222,000	216,700	202,700	188,500					
228,700	227,900	222,500	207,500	193,000					
234,600	233,800	228,300	212,400						
240,300	239,500	234,000	217,200						
245,800	245,000	239,500	222,000						
250,900	250,100	244,600	226,700						
256,000	255,200	249,700							
261,000	260,200	254,700							
266,000	265,200	259,700							

める者で政令で定めるものとする。

別表第一 参事官等俸給表(第四条—第六条関係)

号 俸	指 定 職	職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 354,000	1	円 276,400	円 213,200	円 —	円 134,200
2	390,000	2	288,600	222,100	189,200	140,100
3	434,000	3	300,900	231,200	196,700	146,100
4	480,000	4	313,200	240,700	204,300	152,500
5	518,000	5	325,500	250,200	211,900	160,100
6	557,000	6	337,700	259,700	219,600	166,900
7	605,000	7	349,900	269,300	227,500	173,800
8	653,000	8	362,200	278,900	235,400	180,700
9	697,000	9	374,500	288,500	243,300	187,700
10	745,000	10	386,800	298,000	251,400	194,800
11	788,000	11	395,900	307,100	259,400	202,200
		12	402,600	316,100	267,300	209,700
		13	409,300	324,700	275,200	217,300
		14	415,400	331,400	283,000	224,900
		15	420,700	338,100	290,800	232,400
		16		342,900	297,000	239,900
		17			303,100	247,800
		18			307,300	254,400
		19				261,500
		20				267,100
		21				272,600
		22				276,500

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第二十八条の三関係)

階 級 号 俸	陸 海 空		陸 海 空		1 等 陸 佐 1 等 海 佐 1 等 空 佐		2 等 陸 佐 2 等 海 佐 2 等 空 佐		3 等 陸 佐 3 等 海 佐 3 等 空 佐		1 等 陸 尉 1 等 海 尉 1 等 空 尉		2 等 陸 尉 2 等 海 尉 2 等 空 尉	
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
1	354,000	297,700	258,100	221,100	190,800	円 —	154,800	135,700						
2	390,000	310,300	267,900	228,900	197,800	183,300	161,300	141,800						
3	434,000	322,900	277,800	238,200	205,500	190,100	168,000	147,800						
4	480,000	335,600	287,700	247,900	213,300	197,100	174,700	154,000						
5	518,000	348,200	297,500	257,700	221,100	204,700	181,400	160,200						
6	557,000	360,800	307,600	267,500	228,900	212,400	188,100	166,400						
7	605,000	373,500	317,400	277,400	237,000	220,100	194,800	172,700						
8	653,000	386,100	327,300	287,200	245,000	227,800	201,500	178,900						
9	697,000	398,800	336,600	296,900	253,200	235,500	208,200	185,100						
10	745,000	408,100	343,900	306,400	261,400	243,200	214,900	191,400						
11	788,000	415,000	351,300	315,600	269,500	250,900	221,800	197,800						
12		421,900	358,700	324,500	277,800	258,500	228,900	204,000						
13			366,000	333,100	286,100	266,000	236,100	210,400						
14			372,600	339,800	294,400	273,500	242,600	216,700						
15			377,600	346,400	302,400	280,900	249,100	222,700						
16			382,600	351,400	310,500	288,200	255,300	228,600						
17				356,400	318,400	293,700	261,100	234,500						
18				361,400	325,100	299,200	266,400	240,300						
19					331,700	304,200	271,700	246,000						
20					336,700	309,200	277,000	251,500						
21					341,700	314,200	282,300	256,600						
22					346,700	319,200	287,300	261,700						
23								266,700						
24								271,700						
25														
26														

備考 この表の陸将、海将及び空将の(円)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占

附則

- 1 (施行期日等)
この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。
- 2 (俸給の切替等)
昭和五十二年四月一日(以下「切替日」という。)における職員の前日における俸給月額に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(自衛官にあつては、階級。以下同じ)におけるその者が受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に對する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。
- 3 (旧俸給月額を受けていた期間の通算)
前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第 号。以下「一般職給与改正法」という。)による改正後の一般職の職員に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「改正後の一般職給与法」という。)第八条第六項の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。
- 4 (最高号俸等を受ける職員の俸給の切替等)
切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間(切替期間)に異動した職員の俸給月額等(切替期間からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。))において、この法律

による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職給与改正法による改正前の一般職の職員に關する法律(以下「改正前の一般職給与法」という。)別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除く。)から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額の調整)

6 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との衡平上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

7 附則第二項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(住居手当に關する経過措置)

8 切替期間において、旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十四条の六の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十四条の六の規定による住居手当を支給されなかったこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十四条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十四条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十四条の六の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続きいた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十四条の六の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十四条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの法律の施行の日から昭和五十三年三月三十一日(同日前に政令で定める事由が生じた職員にあつては、政令で定める日)までの間の住居手当については、同様とする。

(給与の内払)

9 職員が旧法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、新法(住居手当については、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十四条の六又は前項)の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十四条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十四条の六の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続きいた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十四条の六の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十四条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの法律の施行の日から昭和五十三年三月三十一日(同日前に政令で定める事由が生じた職員にあつては、政令で定める日)までの間の住居手当については、同様とする。

(給与の内払)

9 職員が旧法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、新法(住居手当については、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十四条の六又は前項)の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

(防衛庁設置法の一部改正)

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第七条中「四万三千八百八十八人」を「四万二千二百七十八人」に、「四万四千五百七十五人」を「四万五千四百九十二人」に、「二十六万六千四百十六人」を「二十六万七千八百五十三人」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「航空団」を「輸送航空団」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 輸送航空団は、輸送航空団司令部及び輸送航空隊から成る。

第二十条の六第二項を次のように改める。

2 飛行教育集団に属する航空団の航空団司令は飛行教育集団司令官の、航空方面隊に属する航空団の航空団司令は航空方面隊司令官の指揮監督を受け、航空団の職務を統括する。

第二十条の八中「航空団」の下に「輸送航空団」を加え、同条を第二十条の九とし、第二十条の七を第二十条の八とし、第二十条の六の次に次の一條を加える。

(輸送航空団司令)

第二十条の七 輸送航空団の長は、輸送航空団司令とする。

2 輸送航空団司令は、長官の指揮監督を受け、輸送航空団の職務を統括する。

第二十一条第一項中「航空団」の下に「輸送航空団」を加え、「航空団司令部」の下に「輸送航空団司令部」を加える。

十二月八日本委員会に左の案件を付託された。

一、防衛庁設置法及び自衛隊法の二部を改正する法律案

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第十三条
関係）」に改める。
別表第二中「別表第二」を「別表第二（第十九条
関係）」に改める。
別表第三中「別表第三」を「別表第三（第二十一
条関係）」に、「小牧市」を「三沢市」に改める。

附 則

この法律中、第一条の規定は公布の日から、第
二条の規定は昭和五十三年三月三十一日までの間
において政令で定める日から施行する。

第一部

内閣委員会会議録第一号 昭和五十二年十二月八日【参議院】

昭和五十二年十二月二十二日印刷

昭和五十二年十二月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局